

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年12月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900372号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900089号

第1 結論

1 請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成8年11月21日、喪失年月日を平成9年4月4日に訂正し、平成8年11月から平成9年3月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成8年11月21日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

また、平成8年12月1日から平成9年4月4日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年12月1日から平成9年4月4日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年11月下旬から平成9年4月15日まで

私は、請求期間にA社に勤務し、平成9年1月分から同年3月分の給与明細表から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、請求期間における厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 B社から提出されたA社に係る職員名簿(以下「職員名簿」という。)及び事業主の回答により、請求者は、正社員として平成8年11月21日(入社)から平成9年4月3日(退職)まで同社に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された給与明細表(「08年12月分」から「09年03月分」までの4か月分)及び給与振込先金融機関の預金通帳の写し(平成8年12月27日、平成9年1月28日、

同年2月28日、同年3月28日及び同年4月28日の給与振込5回分) (以下「給与明細表等」という。) 並びにB社から提出されたA社に係る「勤怠・控除データ」及び源泉徴収簿 (以下「控除データ等」という。) により、上記勤務期間において請求者は事業主から給与の支払を受けていることが確認できることなどを総合的に判断すると、平成8年11月21日から平成9年4月4日 (退職日の翌日) までの期間 (以下「訂正期間」という。) について、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたことが認められる。

また、訂正期間に係る標準報酬月額については、上記の給与明細表等及び控除データ等並びに日本年金機構の回答から、24万円とすることが妥当である。

2 訂正期間のうち、平成8年11月21日から同年12月1日までの期間については、上記の給与明細表等及び控除データ等により、請求者は、同年11月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できるため、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

3 訂正期間のうち、平成8年12月1日から平成9年4月4日までの期間については、上記の給与明細表等及び控除データ等により、標準報酬月額 (24万円) に見合う厚生年金保険料 (月2万820円) が事業主により給与から控除されていることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は、訂正期間のうち平成8年12月1日から平成9年4月4日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは資料の保存期限が過ぎていることから不明と回答しているが、仮に、訂正期間において、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の訂正期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、訂正期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間のうち、職員名簿に記載されている退職日以降の平成9年4月4日から同年4月15日までの期間 (以下「不訂正期間」という。) については、出勤簿等がないことから、請求者が勤務していたことが確認できない。

また、請求期間に請求者と同じ営業所に勤務していた集配職の従業員に、請求者の勤務期間を文書照会したものの、最終勤務日を記憶している者はいなかった。

このほか、不訂正期間における請求者の勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、不訂正期間におい

て、請求者が、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900377号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900090号

第1 結論

請求期間について、請求者のA県B事業所(以下「B事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年10月から昭和39年3月まで

A県立C高等学校定時制課程に在学中、当時の校長の紹介で、昭和37年の後半から昭和39年初期まで、B事業所で学生アルバイトとして日中約6時間半、週6日働いた。この期間の年金記録がないので調査して訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務したとするB事業所及びB事業所を含むA県の職員の人事を管轄するA県D部E課(以下「D部E課」という。)は、請求者に係る在籍記録、勤務状況及び賃金台帳等の資料は、文書保存期間を超過しているため確認できないと回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態について確認することができない。

また、オンラインによる事業所検索及び事業所名簿検索システムにおいて、B事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

さらに、D部E課は、A県の正規職員以外の勤務者に厚生年金保険等の社会保険の適用については平成5年4月施行の規定が確認できるが、それ以前の取扱いについては確認できない旨回答しており、また、当時のアルバイトの職員に係る規定については不明である旨陳述している。

加えて、請求者は、給与明細書等の厚生年金保険料の控除を示す資料は所持しておらず、事業主が請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認することができない。

なお、A県職員共済組合に、請求者の長期給付に係る組合員記録を照会したが、請求者に係る履歴はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。